

「虐待禁止条例改正案」は撤回を（声明）

不登校・ひきこもりを考える埼玉県連絡会

埼玉県議会に「虐待禁止条例改正案」（以下改正案）が提出されています。不登校の問題に長く、深くかかわってきたものとして、また不登校の子どもをもつ親の立場から、私たち連絡会もこの改正案には多大な問題があると認識しており、改正案の速やかな撤回を要請するものです。

不登校の子どもたちには、みんなが行っている学校に自分が行けないことに苦しんでおり、その自分を人に見られることも恐れ、学校が授業中である日中は、家から出ることには大きな抵抗を示し、多くの不登校の子どもたちが家で過ごします。

改正案のように、短時間であっても子どもに留守番をさせることは虐待であるということになれば、不登校の子どもをもつ親にはどんなことが起こるのでしょうか。

改正案によれば、子どもが家にいれば親も子どもといっしょに家にいなければならないこととなります。ごみ捨てや回覧板であっても留守番をさせるのは虐待ということですから、不登校の子の親は一日中外出することができなくなります。果たしてそんなことが可能でしょうか。改正案は、不登校の子をもつ親にいつそうの困難をもたらします。

より問題なのは通報義務が課されるということです。

学校に行かない子どもを抱える親たちは、子どもといっしょに悩みぬき、その末に親の会や私たち連絡会の扉をたたきます。私たちのところに来るまでに一度は死ぬことを考えたという方もいます。それほどまでの苦しみを子どもも親も抱えています。

子どもを短時間でも家にひとりにしたら虐待であり、それを知りえた人は通報しなければならないとなれば、不登校の子どもをもつ親は、世間の目をいつそう意識せざるを得なくなります。それは親の苦しみをさらに増幅させ、子どもにも悪い影響を及ぼします。

改正案は、不登校の子どもとその親のこうした事情を一顧だにしていません。

文部科学省が10月4日に発表した昨年度の調査結果によると、小中学校を30日以上欠席した不登校の状態にある子どもは、前の年度から5万4000人余り、率にして22%増え、29万9048人となりました。10年連続で増加し、過去最多となっています。

今必要なのは、不登校の子どもとその親をさらに追い込むような改正案ではなく、学校に行けない子どもたちを理解し、十分なケアを行うこと、そして虐待にも匹敵する過度の競争的な教育を抜本的に改めることではないでしょうか。不登校にかかわる私たちは強くこの改正案に反対します。

2023年10月10日